

○ 第三者委員

大森 眞由美	防災を考える会・さかえ 代表
麦倉 泰子	関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授
榎 正晴	社会福祉法人ル・プリ 法人本部事務局次長

12 夜間連絡体制

○ 夜間、24時間連絡体制を確保しています。緊急時は下記にご連絡ください。

夜間緊急対応窓口	電話番号 080-6744-1357 対応時間 午後5時30分～翌日午前8時30分 担当者 管理者および管理者補佐
----------	---

13 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 訪問の家
代表者名	理事長 名里 晴美
本社所在地・電話	〒247-0034 横浜市栄区桂台中4-7 TEL 045-894-4640
業務の概要	生活介護事業所「朋・朋第2・集」の運営 横浜市法人型地域活動ホーム「サポートセンター径・連」の運営 共同生活援助「きゃんばす・はびねす・ふおーぴーす・こむ・からーず・ハイビスカス・とぼす・アレグリア・ひいらぎ・オハナ・ファイン西が丘・ファイン鶴ヶ峰」の運営 相談支援・後見的支援事業「径・さかえ次世代交流ステーション・連相談支援室・旭区障害者後見的支援室絆」 診療所「朋診療所・郷診療所」の運営 横浜市多機能型拠点「郷」の運営 地域ケアプラザの指定管理事業「横浜市根岸地域ケアプラザ・横浜市桂台地域ケアプラザ」の運営 居宅介護事業「さくら草・PAC」の運営 サービスB通所型事業所「花かご」の運営
事業所数	27箇所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援事業契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名横浜市桂台地域ケアプラザ

説明者氏名

居宅介護支援事業契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者

氏 名

代理人又は立会人

氏 名 (続柄)

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市桂台地域ケアプラザ 居宅介護支援事業所
所在地	横浜市栄区桂台中4-5
事業者指定番号	神奈川県 1473500054号
管理者・連絡先	中野 奈央 TEL 045-897-1111
併設する事業所	横浜市桂台地域ケアプラザ 通所介護事業所
相談を受ける場所	横浜市桂台地域ケアプラザ 相談室

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員は、介護支援専門員への教育や研修、並びに地域との連携や行政への働きかけなどを通じて、利用者の支援に必要な基盤づくりを行う。	2 名
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応ずるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	常勤 4 名 (うち専任2名、兼任2名)

3 サービス提供地域

横浜市栄区全域

4 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
12月29日から1月3日までを除く毎日	午前8時30分から午後5時30分まで

5 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成 ※課題分析方法…ケアマネジメントガイドライン
- (2) サービス事業者・関係機関、市町村等への連絡調整
- (3) 居宅サービス計画の実施状況の把握
- (4) 介護保険施設の紹介、その他便宜の供与

6 利用者負担金

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙料金表に記載した料金が発生します。その際は、当事業所から発行したサービス提供証明書を保険者窓口へ提出してください。
- (2) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

7 当事業所のサービスの方針等

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しています。
- (3) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう特定の種類の偏ることのないよう介護保険サービス、行政サービス、インフォーマルサービス等について説明し、居宅サービス計画の作成を支援します。計画作成の際は公正中立に務め、利用者に居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。なお、当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。各サービス等における事業所の選定にあたっては、利用者からの求めに応じ複数の事業所を紹介し、利用者が自ら適切に事業者を選択できる様に情報提供をします。利用者は居宅サービス計画に位置付けた事業所についてその選定理由を求める事ができます。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になる事の予防に資するように十分配慮いたします。利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- (5) 事業者は、サービスの質の向上、業務の効率化及び職員の負担軽減を目的として、ICT及びAIなどを活用することがあります。活用にあたっては個人情報保護関係法令及び法人規程を遵守し、利用者及び家族などの権利利益を保護するとともに必要な安全管理措置を講じます。なお、利用者に関する重要な判断については、ICT及びAIなどによる結果のみで決定することはありません。
- (6) 事業の実施にあたり、職員に対する金品の心づけは固くお断りいたします。また、サービス提供時のペットの保護(ゲージ、首輪の使用など)にご協力をお願いいたします。

- (7) 事業所は、介護支援専門員の資的向上を図るための研修、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

ア 採用時研修 採用後3ヶ月間は研修期間とする。 イ 定期研修 週1回以上。

8 秘密保持

事業者及び介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。なお、従業員が退職等によって従業員でなくなった後も守秘義務が継続することを雇用契約により取り交わしています。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

9 虐待防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	所長 勝呂 朋子
-------------	----------

10 事故発生時の対応

事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故及びその事故に際してとった処置について記録します。利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

11 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談窓口	電話番号	045-897-1111
	FAX番号	045-897-1119
	担当者	中野 奈央

- 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

区の苦情・相談窓口 栄区役所高齢障害支援課	所在地 横浜市栄区桂町303-19 電話番号 045-894-8547
市の苦情相談窓口 はまふくコール 横浜市高齢者施設等苦情相談等受付窓口運営事業	所在地 横浜市中区本町6丁目50-10 電話番号 045-263-8084
国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447